

第14回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年8月28日(火) 午後1時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

日程第 11 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 12 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第14回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

午前中の農業者年金協議会総会、委員職員親睦会総会に引き続いての第14回農業委員会総会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、24日には早朝より出発し、札幌市で開催された東北・北海道農業活性化フォーラムに、台風を心配しながらの御出席大変御苦労さまでした。大会の中では、3県を代表する団体から事例発表がされ、岩手県岩手町農業委員会、宮城県仙台市農業委員会、北海道オホーツク振興局管内のJAきたみらいよりそれぞれお話を伺いました。

JAきたみらいにおいては、置戸町農協の担当者より勝山地区の10年後、15年後を見据えたときに、集落が消滅の危機に瀕する可能性が高いことから、村命をかけて色々協議を重ね、平成27年10月に地区全体で農業生産法人を立ち上げたという発表がされました。これは、どこの地区でも考えられる状況ではないのかと思って聞いておりましたけれども、皆様方はいかがだったでしょうか。また、この東北・北海道農業活性化フォーラムは今年度で終わり、次年度からは各県農業会議での研修となるようでございます。

それでは、早速総会に入らせていただきますけれども、今回は報告1件、付議案件5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番嵯峨委員、3番白川英之委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議長 日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

議長 日程第6 報告第1号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である北海道知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、6月29日開催の第12回総会において審議がなされました農地転用許可申請2件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇が、農業用施設の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

次に整理番号2は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいた

します。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申

上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされており

ます。本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委30-7号の願い出人は、琵琶瀬〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は琵琶瀬〇〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、すべて原野化している土地で、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

農政係長	(詳細説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 続いて、担当委員より補足説明を受けます。 まず、整理番号1について、6番百々委員、お願いします。
百々委員	本案につきましては、今までも〇〇〇〇〇〇〇〇で借りている土地で、周辺についても〇〇〇〇〇〇〇〇の借入地です。〇〇〇〇〇〇〇〇は、労働力さらには牧草収穫機械等も十分に確保され、農地のすべてを効率的に利用できると見込まれますので、許可することに問題はないと考えます。 以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、整理番号2から4について、11番堀金委員、お願いします。
堀金委員	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表取締役である〇さんは、積極的な酪農経営に取り組みされており、今後も安定した営農をしていくと思いますので、許可することに問題はないと考えます。
議長	ありがとうございました。 それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。 (〇〇〇〇委員退席、退室) それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。 10番篠原委員。
篠原委員	売主の〇〇〇〇〇と買主の〇〇〇〇〇の住所が同じなのはどういったことなのでしょう。
農政係長	どちらも〇〇〇〇〇〇に事務所があるため住所は同じになっています。農地所有適格法人の場合は、法人の住所を事務所の所在地で表しているため、このようになっています。

議長 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第10 議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人が、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の法人形態要件として、株式会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、法人の主たる売上高が、農業とその農業に関連する事業によるものか、3点目の構成員・議決権要件として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は2件の報告でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式 農地所有適格法人要件確認書に

記載のとおり、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の全ての要件を満たしているものと思われまますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

8番阿部委員。

阿部委員

農地の面積ですけれども、前回の報告と比較して結構な面積が減っているのはどういうことでしょうか。

農政係長

この1年間で、〇〇〇〇〇さんは農地転用と現況証明願の手続きを数回取っております。それに伴っての農地面積の減少となります。

議長

他に質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第18条第2項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」と規定されております。

本案は、利用権の移転1件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権を有する者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡で、借受人である、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏の会社法人設立に伴い、同住所の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借権の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(○○○○委員入室、着席)

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程については、9月27日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月27日、木曜日、午前10時からということですのでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、9月27日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第14回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

2番 嵯峨 弘巳

浜中町農業委員会

3番 白川 英之

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 8月23日

第14回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (所有権移転)

売主	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○ ○	買主	○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	買主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	買主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 8月23日

第14回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (使用貸借権設定)

貸主	○ ○ ○	借主	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	堀金委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 8月23日

第14回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (使用貸借権設定)

貸主	○ ○ ○	借主	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	堀金委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 8月23日

第14回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4 (賃貸借権設定)

貸主	○ ○ ○ ○ ○	借主	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	堀金委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 1 4 回浜中町農業委員会総会
議案第 5 号 整理番号 1 (利用権移転)

移転を 受ける者	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○	移転を する者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			する	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			該当なし	